

## 第2回 大阪市建設事業評価有識者会議

○ 日 時 平成23年11月2日(水) 午前9時30分～12時00分

○ 場 所 大阪市役所 本庁舎屋上(P1)階 会議室

○ 出席者 (委員)

塚口座長、角野座長代理、加茂委員、高瀬委員、松島委員、水谷委員  
(大阪市)

・建設局

永井企画室長、寺尾街路担当部長、麻生街路課長、  
石井街路課長代理、手光道路課長代理兼街路課長代理

・ゆとりとみどり振興局

上田緑化推進部長、久村計画課長、竹野計画課長代理

・都市整備局

國松まちづくり事業部長、岸本住宅地区改良担当課長

・港湾局

田中防災・施設担当部長、福本環境整備担当課長、  
梶木緑地管理担当課長

・水道局

田中計画課長

・市政改革室(事務局)

谷川市政改革室長、岡本行政評価担当部長、生駒行政評価担当課長

○ 議 題

(1) 第1回大阪市建設事業評価有識者会議意見に対する所管局の追加説明について

(2) 平成23年度事業再評価対象事業について

・建設局所管2事業(天王寺大和川線外1事業)

・ゆとりとみどり振興局所管2事業(正蓮寺川公園外1事業)

・都市整備局所管1事業(長橋住宅地区改良事業)

- ・港湾局所管 4 事業（大阪港内公害防止対策事業外 3 事業）
- ・水道局所管 1 事業（泉尾配水場建設工事）

以上の 10 事業

（生駒行政評価担当課長） おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成 23 年度の第 2 回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。

私は、市政改革室行政評価担当課長の生駒でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

なお、加茂委員におかれましては、若干到着が遅れる旨、連絡いただいておりますので、これより議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず、資料構成の説明をさせていただきたいと思います。

2 枚目になるかと思いますが、資料一覧を御覧いただきたいと思います。

まず、資料 1 でございますが、前回の御意見を踏まえた建設局の追加説明資料でございます。この中に「事業再評価対象事業及び評価一覧表」というものを付けておりますが、前回のものに加えまして備考欄を設けまして、各事業の特徴を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

それから、資料 2 以降につきましては、本日御議論いただく対象事業でございますので、所管局ごとに資料 2（建設局）、3（ゆとりとみどり振興局）、4（都市整備局）、5（港湾局）、6（水道局）と一覧表を付けております。それぞれの表につきましては、一番右側の方に「所管局の考え方（自己評価）」というものを前回のものに加えまして記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。それぞれの表の後ろに各局の対象事業の調書等を添付しております。

また、参考資料といたしまして、前回も御確認をいただきましたが、「事業再評価の方法について」などの資料を添付いたしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、塚口座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(塚口座長) おはようございます。朝早くからお越しいただきまして、ありがとうございます。

本日、非常にたくさんの事業を議論しなければならないわけですので、慎重かつスピーディーに行いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、前回の会議で議論いたしました建設局所管事業につきまして何点か追加説明をお願いしておりますので、建設局に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(麻生街路課長) 建設局道路部街路課長の麻生でございます。

それでは、前回の追加説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては、資料1「平成23年度 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議における資料の修正等について(建設局)」を御覧いただきたいと思います。

「1. 追加資料」でございますが、①の「建設局としての評価基準及び土地収用の考え方について」を2ページ目に付けさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず、「評価基準の考え方について」でございますが、一定の考え方を記載しております。費用便益比のみで評価するのではなく、事業進捗率、事業の位置付けや必要性、事業費確保の見込み、事業スケジュールの明確さ、事業遅延による影響など、再評価の視点ごとの評価から分類を行っておりまして、費用便益比と評価とが必ずしも一致していないという結果になってございます。

「豊里矢田線(北田辺)」につきましては、「完了期間宣言防災路線」として公表しまして、完了時期の実現可能性が高いことから、「事業継続(A)」としております。

「河堀口舍利寺線」につきましては、生野南部地区の老朽住宅密集市街地整備事業との一体整備ということで、完了時期の見通しがあることから、「事業継続(B)」としております。

「鞍作線」や「尼崎堺線(西成南)」につきましては、現在の拡幅計画で車線数は確保されておりまして、一部未整備や未拡幅部分があるものの、鞍作線では8割以上、尼崎堺線では全線におきまして歩道の連続性が確保されておりまして、遅延による影響が比較的少ないということで、重点整備路線以外のその他路線という位置付けをしておりまして、限定的な実施にとどめざるを得ないため、「事業継続(C)」としております。

道路事業では、対象とする路線により事業効果の影響範囲が異なりますので、事業進捗率や費用便益比を一概に比較して事業を評価するというのは非常に困難と考えておりました。路線ごとに評価しております。「住吉八尾線」と「西成区第369号線」につきましては、共に狭隘な道路でありまして、当該地域の歩行者、自転車の安全対策及び自動車の円滑な交通機能の確保を行う必要性が高く、遅延による影響が非常に大きいため、継続して予算を確保し、事業進捗を図っていることから、「事業継続（B）」としております。

「十三吹田線」につきましては、市の北東部から吹田市域への道路ネットワークの形成や地域の防災性向上の必要性が高いのですが、事業進捗率が低く、重点整備路線以外のその他路線という位置付けであり、限定的な実施にとどめざるを得ないため、「事業継続（C）」としております。

次に、「土地収用の考え方について」でございますが、土地収用法に基づく事業認定の手続が、道路事業と街路事業とで相違がございます。そうした点を記載しております。本市におきましては、両事業とも残り僅かな用地買収が事業進捗に大きな影響を与える場合などに収用制度を適用しているということでございます。

続きまして、②の「重点整備路線及び完了期間宣言防災路線について」でございますが、3ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、「重点整備路線」でございますが、平成14年度に閣議決定されました「都市再生基本方針」に基づきまして、事業実施中の都市計画道路のうち、残り僅かな用地買収が事業進捗の妨げとなっている路線を重点整備路線として位置付けまして、おおむね5年以内に完了させることを公表し、重点的に予算を配分しまして、整備促進を図っているものでございます。

次に、「完了期間宣言防災路線」でございますが、平成18年度に国土交通省は、地震時に大火などの大きな被害が生じる可能性の高い重点密集市街地において、防災環境軸の核となる都市計画道路のうち、完了期間と防災機能概成期間を宣言した路線に対して、重点的に支援することとしました。これを受けまして本市では「大阪市防災まちづくり計画」において、「防災性向上重点地区」に位置付けられた中で「特に優先的な取組が必要な密集住宅市街地」に存在する都市計画道路で、用地取得率が高く、5年以内に防災機能概成が見込める路線を完了期間宣言防災路線と位置付けまして、重点的に予算を配分しまして、整備促進を図っております。現在4路線を位置付けて

おりまして、今回の事業再評価では「豊里矢田線（北田辺）」と「天王寺大和川線」が対象となっております。

以上のことから、「評価基準の考え方」につきまして、重点整備路線と完了期間宣言防災路線の評価としましては、事業遅延の影響が極めて大きいため、「事業継続（A）」と判断しております。

資料1の1ページ、表紙に戻っていただきまして、「2. 提出資料の修正」ですが、ただいま説明させていただきました「評価基準の考え方」に基づきまして、調書3「鞍作線」と調書4「尼崎堺線（西成南）」の評価について、一部修正しておりますので、よろしく願いいたします。

前回の追加説明は、以上でございます。

**（塚口座長）** ありがとうございます。

それでは、ただいまの建設局の説明につきまして、委員の皆様方から御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

**（松島委員）** 今御説明いただきましたように、評価基準については進捗率、費用便益比だけではなく、その他多面的に評価している。それはそのとおりであって、そうあるべきだと思います。前日も議論になりましたが、例えば、街路事業で二つの路線を比べて、費用便益比と進捗率とが上回っている路線が評価Cになっているというような事例があったかと思います。それを今御説明いただいたほかのいろいろな視点で見た場合、費用便益比と進捗率とが下回ってはいるものの評価Bとした路線の方がやはり優先すべきだ、といえるような指標のようなものがあれば、御説明いただくと有り難いと思います。例えば、今御説明いただいた評価Bとしている2番目の街路事業で、老朽住宅密集市街地整備事業との一体整備といったことや嘆願書が提出されているといったことが挙げられております。また、評価Cとしている歩道が一部未整備であるものの大部分においては連続性が確保されているような街路事業があります。例えば、この二つの街路事業を歩道の連続性について比較した場合、評価Bとしている事業の方が優先すべきかどうか。是非そういった何か比較できるような観点から見た指標で御説明いただけたらと思います。

**（塚口座長）** 今の御質問に対して建設局から何かお答えいただけますでしょうか。質問の趣旨は御理解いただけましたでしょうか。何か統一的な指標があるのかどうか分かり

ませんが、統一的な新たな指標のようなものがあるのでしょうか。そういった御質問でございましたが、いかがでございましょうか。

(松島委員) 今の質問の補足なのですが、純粹にこの一覧表だけを見ますと、ここには費用便益比と進捗率だけしか記載されていないので、その項目だけ見ると、値が良いにもかかわらず、良い方が評価Cになっていて、悪い方が評価Bになっていることが前回議論されたかと思えます。今回御説明いただいた内容を踏まえ、この項目で考えると、評価Bとしている方がやはり優先すべきですね、と言えるような項目があるのでしょうか。優先順位にただ単に反映される項目とか、そういったものになりますが。

(石井街路課長代理) 基本的には備考欄で記載しておりますが、今委員がおっしゃったような内容につきましては、関連事業ですとか、歩道の整備状況、そういった項目を評価して自己評価させていただいております。

(松島委員) 例えば、具体的に一覧表の2番目「河堀口舎利寺線」と3番目「鞍作線」を比較しますと、前者は老朽住宅密集市街地整備事業との一体的な整備がありますが、後者にはありません。前者の鞍作線は歩道の連続性が確保されておりますが、後者の河堀口舎利寺線は歩道の連続性が確保されておられません。そういったことをできれば数字で示していただけると有り難いと思えます。何かそういうある程度客観的な指標といったものが、もしあれば、それで説明いただければ納得しやすいかと思えます。

(石井街路課長代理) 「大部分」といった抽象的な言い方ではなくて、何mあるいは何%整備されているということでしょうか。

(松島委員) そうです。

(石井街路課長代理) 歩道の整備状況のような定性的なものにつきましては用意させていただきます。今お答えできるもので、例えば、尼崎堺線については、歩道の連続性という項目では100%確保されているという状況です。鞍作線については、80%以上の歩車分離がなされておりますので、ほぼ確保されているという状況です。

(松島委員) 河堀口舎利寺線はどうでしょうか。

(石井街路課長代理) 河堀口舎利寺線につきましては、幅員6m前後の現道がございまして、歩道は整備されていないという状況でございます。

(松島委員) 計画として整備される予定がないということでしょうか。

(石井街路課長代理) 現状では整備されていないということです。

(松島委員) では、全く整備されていないのでしょうか。

(石井街路課長代理) 現状で16%が整備されております。

(松島委員) そちらの方が、歩道を整備するという観点から見ると優先度が高いと判断できるということですね。

(石井街路課長代理) はい、事業を進捗させていく必要があるということです。

(松島委員) 分かりました。ありがとうございます。

(塚口座長) 特に歩道の整備状況が何%であるということで追加の御質問をいただいたのですが、この備考欄の書き方について、歩道の整備率、設置率が何%だったら良いとか、そういった議論は非常に難しいわけですから、記載としては現状のようにしておいて、質問があればその都度、今のような具体的な数値をお答えいただくという方が、今後ともこういう評価をされると思いますので、ここに何%というのを記載するというのは少し問題が出てくるかと思えます。記載はこういうことにしておきまして、委員からの説明要求がありましたら、常にお答えいただけるということでもよろしいでしょうか。

(松島委員) おっしゃるとおりだと思います。可能な限り客観的に評価したいと考えておりますので、この表に載せるか手持ちで持っていていただくかは別として、できるだけそういったものを示していただけると、納得しやすいかと思えます。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

(水谷委員) これに関して個別のことではないのですが、松島委員の言われているのは、この一覧表に記載はないのですが、総合評価でA、B、Cを付けた場合に、客観的な裏付けになるようなもの、例えば、いろいろな項目に関して、何%といった具体的な数値や、項目の優先順に従って○だとか△だとかで整理した表などを作っていたら、分かりやすいのではないかとということだと思われま。つまり、20%だから良いとか、10%だから良いとかいうことまで要求しているわけではなくて、例えば、一覧表の2番目の事業と3番目の事業の評価の違いが何によるものなのかということについて、評価項目を比べたときにどちら優先すべきかが分かるような裏付け資料のようなものが作ってあれば、追加の説明をしていただくときにも分かりやすいのではないかとということだと思えます。

(加茂委員) この一覧表を見ただけで納得感が欲しいということではないでしょうか。

この表だけを見たときに、ああ、それで評価Bなのか、それで評価Cなのか、ということを一応納得できる程度に整えてほしいということではないかと思われま。その場合、備考欄に書いてあるから良いのではないかと思ったのですが、ただ、備考欄の書き方としては、納得できるほどの明確な表現になっていないので、こういう理由で評価Bになっているのか、こういう理由で評価Cになっているのか、といったところまでは書かれていないので、少し納得しにくいかと思われま。そうすると、結局、この一覧表の数値を見て、なぜ評価Bなのか、なぜ評価Cなのか、という議論が一々起こってしまうということではないでしょうか。

(塚口座長) ありがとうございます。

今回は、備考欄をこのように記載するように事務局の方でしていただいたのですが、この一覧表だけで全て言い表すのは難しいわけでは、調書がございから、これと併用せざるを得ないかと思いま。ただ、一覧表を見て全体が分かるということは非常に重要なことでは、今後、一覧表の表現の仕方を事務局に御検討いただければと思いま。今、建設局にだけそのことをお願いするのは少し難しいかと思われまので、この一覧表の表現の仕方につきましては、今後事務局で少し御検討いただくという形で収めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(生駒行政評価担当課長) また御相談させていただきたいと思いまますが、例えば、本日御議論いただく分は「所管局の考え方(自己評価)」ということで考え方を書いておいまるので、場合によってはここにそれを併記するという様式にさせていただいたら、局としてこういう考えで、評価Aにしたとか、評価Bにしたとか、そういうことが併せて分かるかと思いま。いかがでしょうか。

(塚口座長) 分かりました。要するに、どういう理由で、こういう評価をしたかということが本日の資料に簡潔に書かれておいまるので、それについてもお目通しいただいた上で、補っていただけたらと思いま。

それでは、追加説明の質疑につきましては、これにて終了させていただきたいと思いま。

では、引き続きまして、今回対象の建設局所管事業の議論に移らせていただきたいと思います。なお、正蓮寺川歩行者専用道については、次のゆとりとみどり振興局の正蓮寺川公園と双方に関連する事業となっておりますので、両局一緒に議論したいと思いま。先ほどから簡潔な説明をしていただいているわけでは、ございから、これか

らの説明も要領良くお願いしたいと思います。

天王寺大和川線の説明でございますが、これも5分程度でお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(麻生街路課長) それでは、天王寺大和川線につきまして、御説明させていただきます。

調書6を御覧いただきたいと思いますが、「2 事業概要」につきましては、調書に記載のとおりでございますが、整備の基本方針を『風かおる“みち”』といたしまして、防災機能の向上やJR阪和線各駅へのアクセス機能の強化及び交通の安全性の向上、更に沿道の公園と連携した緑豊かで潤いのある空間の創出など、様々な機能を併せ持つ道路として整備を行うことをめざしまして、これまでの街路事業にない手法を用いまして整備する前の段階から地域協働の取組を進めてきたところでございます。

別紙1のスライドの4枚目を御覧いただきたいと思いますが、本路線での地域協働の取組につきまして記載させていただいておりますが、平成20年度より学識経験者、地域の方々との意見集約を図りながら作業を進めておりまして、今年度末には整備計画案を策定する予定となっております。

調書に戻っていただきまして、「3 事業の必要性の視点」でございますが、まず、「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」でございますが、地域協働の取組を進めていることから、沿線地域におけます本事業への関心が非常に高く、早期の事業推進が求められております。また、本路線の北側の約半分が防災性向上重点地区に立地し、更に起点から木津川平野線までの区間は特に優先的な取組が必要な重点密集市街地に位置付けられておりますので、建設局では完了期間宣言防災路線に位置付け、事業を進めているところでございます。

次に、「②定量的効果の具体的な内容」でございますが、「効果項目」としまして、調書に記載の三つの価値を便益として挙げております。

「③費用便益分析」でございますが、一般的な道路が持つております交通機能に加えまして、本路線は、広い幅員を活かした緑豊かでアメニティあふれる空間としての整備を目的としております。自動車交通に関する便益だけでなく、広幅員の緑地帯の利用や環境帯としての便益、延焼遮断帯など、防災性に寄与するような便益など、現行の道路事業の評価指標では評価できない項目が多いことから、このような空間の便益算出の手法としまして、「算出方法」に記載しております「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を適用し、緑地やオープンスペースの整備が想定されます分の便

益を算出しております。費用便益比につきましては、1.33となっております。

「④定性的効果の具体的な内容」でございますが、「効果項目」としまして、調書に記載の六つの項目があります。

「4 事業の実現見通しの視点」でございますが、平成16年度に事業を着手し、平成29年度の完了を予定しております。平成23年3月末の「進捗率」は事業費ベースで60%となっております。

「⑤未着工あるいは事業が長期化している理由」につきましては、調書に記載のとおりでございます。

「⑦今後の事業進捗の見通し」でございますが、地域協働機運を持続させるためにも継続した事業実施が必要であり、重点的に予算を配分し、平成29年度の事業完了をめざしたいと考えております。

次に、「5 事業の優先度の視点」でございますが、「重点化の考え方」につきましては、前回説明いたしましたので割愛させていただきます。

「事業が遅れることの影響」といたしましては、都市環境の改善、沿道土地利用の高度化、駅へのアクセスなどの交通機能の向上など、それぞれの効果の発現の遅れが考えられます。更に本路線固有のこととしまして、地域協働の取組は、整備後に市民の方々に積極的に利活用していただくとともに、それに併せて維持管理活動にも取り組んでいただくことを想定しておりますので、事業の遅れにより、地域協働の機運や地域コミュニティの育成などが遅れるとともに、これまで培ってきた信頼関係が失われる恐れなど、以後の事業実施に支障を来すことが懸念されます。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございますが、本事業の必要性は非常に高く、事業遅延による影響も非常に大きいことから、「事業継続（評価A）」としております。

御説明は、以上でございます。

（塚口座長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの天王寺大和川線につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

（角野委員） それでは確認です。ある部分が完了期間宣言防災路線になっていて、そこが優先されるということでしたが、今後この事業を進めていく中で、この部分を全体から優先的に整備していこうというお考えなのかというのが1点。それから、説明の

中で「みち・みどり会議」といった活動がなされているというお話でしたが、それがこの起終点全体の地域住民の活動なのか、それとも、どこかに偏っているのか、その辺りのことを情報としてお聴かせください。

(石井街路課長代理) 1点目の完了期間宣言防災路線の区間の優先の考え方なのですが、二つ目の質問とも関連しますので、まず、本路線につきまして、全線にわたりまして地域の方々に参加いただいて、地域協働に取り組んでいるという状況でございます。その中で特に完了期間宣言防災路線の区間は、今のところ空間を確保することにより一定の防災機能の発現はしているという状況ですので、特にこの部分だけを優先的に進めるということは今のところ考えておりません。今後、路線全体として同列に事業を進捗していきたいという考えであります。今後の進捗につきましては、各関連機関との調整ですとか、そういう整備環境が整ったところから事業を着手したいと思っております。現在、そういう状況でございます。

あと、「みち・みどり会議」の地域の方々なのですが、別紙1のスライドの5枚目の「天王寺大和川線“みち・みどり会議区分”」の図を御覧いただきたいのですが、この5.5kmの整備区間を「美章園地域」、「南田辺・鶴ヶ岡地域」、「長居・我孫子町地域」という3地域に分けまして、それぞれの地域の沿線の町会の方ですとか地域の方々に集まっていただきまして、会議を進めているという状況でございます。

(角野委員) はい、結構です。

(塚口座長) ほかに何かお気づきの点はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、角野委員から確認の質問がございましたが、他の委員からは特にないようですので、次に進めさせていただきたいと思えます。

正蓮寺川歩行者専用道に移りますが、この事業は正蓮寺川公園と一体となっておりますので、まず、正蓮寺川公園から御説明いただきました後、引き続き正蓮寺川歩行者専用道について、御説明をお願いしたいと思います。

それでは、ゆとりとみどり振興局の皆様と建設局の皆様、説明者席に移動をお願いします。

では、各事業の説明を両局合わせて10分以内で要領良くお願いいたします。

(上田緑化推進部長) ゆとりとみどり振興局緑化推進部長の上田でございます。

当局では引き続き大変厳しい財政状況ではございますが、都市公園が潤いのある豊かな都市環境を形成する緑の拠点でありますとか、あるいは災害時の避難場所になる

ということで、重要な役割を果たすオープンスペースという点から、鋭意その整備を進めているところでございます。

整備を進めております公園のうち、此花区から福島区に位置します正蓮寺川公園と西成区の津守中央公園につきまして、本日御審議いただくことになってございます。どうぞよろしく願いいたします。

(久村計画課長) それでは、正蓮寺川公園から御説明させていただきます。

お手元の調書 1 1 「正蓮寺川公園」とその別紙 1 を御覧ください。

まず、「2 事業概要」でございますが、別紙 1 のスライドの 1 枚目に記載のとおり、本事業で整備いたします正蓮寺川公園は、阪神高速道路株式会社・大阪府・大阪市の三者が相互に協力して進めております正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられている事業でございます。本市としましては、公園を整備する公園事業者、歩行者専用道を整備する街路事業者、下水道施設を整備する下水道事業者の三者が関連事業者となっております。別紙 1 のスライドの 2 枚目の位置図のとおり此花区の正蓮寺川周辺地区におきましては、国道 4 3 号、河川により地域が分断されておきまして、安全で快適な日常生活を送るために必要な緑地や歩行者空間などのオープンスペースが不足している状況となっております。そのため、赤で着色しております六軒家川から北港大橋までの河川区域に公園を整備するものでございます。別紙 1 のスライドの 4 枚目を御覧ください。現在、阪神高速道路淀川左岸線 I 期の工事が行われておりますが、その開通後に上部空間を有効利用し、当局による公園整備と建設局による歩行者専用道整備とを一体的に行うものでございます。全体計画面積は 1 8 . 8 h a でございます。

「3 事業の必要性の視点」でございますが、「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」につきまして、別紙 1 のスライドの 6 枚目を御覧ください。本市の公園事業費は、事業採択時の平成 1 4 年度の 1 5 9 億円に比べ、税収の大幅な減により現在 3 5 億円と大きく減少しております。こうした中、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられております本事業は、関連事業の進捗に合わせて実施していく必要がございます。「③費用便益分析」につきましては、費用便益比が 1 6 . 7 2 となりまして、投資効果が十分ある事業と考えられます。

続きまして、「4 事業の実現見通しの視点」でございます。事業費ベースの「進捗率」は、現在 1 6 % となっておりますが、これは阪神高速道路を掘割形式で当初計画

していたものを覆蓋形式に変更したことに伴う阪神高速道路株式会社への公園事業者としての大阪市の負担金によるものでございます。「⑤未着工あるいは事業が長期化している理由」につきましては、「6 特記事項」にも記載しておりますとおり、正蓮寺川総合整備事業は多岐にわたる関連事業がふくそうしているため、本事業も当初から長期にわたる事業となっております。着工時期につきましては、阪神高速道路の函体及び周囲の基盤整備の完成後となっております、実際には高速道路開通予定の平成25年春以降でなければ上物であります公園の整備はできない状況となっております。

「5 事業の優先度の視点」の「事業が遅れることによる影響」でございますが、市民サービスとして、緑豊かなオープンスペースを早期に提供できないことや、広域避難場所である高見地区へのアクセスルートを早期に提供できないために防災機能の発揮が遅れることなどが考えられます。

今後も引き続き他の関連事業の工事進捗を勘案しながら必要となる事業費の確保に努めるとともに、着実に事業を進め、完了予定年度であります平成32年度の完成をめざしていきたいと思っております。

以上のことから、「7 対応方針（原案）」で、評価分類を「事業継続（評価B）」といたしております。

御説明は、以上でございます。

**（麻生街路課長）** 引き続きまして、正蓮寺川歩行者専用道につきまして、御説明させていただきます。

この事業も正蓮寺川総合整備事業の一つでございます、公園事業と一体的に実施するものでございます。事業の総括的な説明は、ゆとりとみどり振興局より先ほどさせていただきますところでございますが、費用便益分析につきましても、公園内に整備される歩行者専用道であることから一体として評価することが適切と考えております。私の方からは、歩行者専用道につきまして、簡単に御説明させていただきます。

調書7「正蓮寺川歩行者専用道」を御覧いただきたいと思います。

まず、「2 事業概要」でございますが、本事業は延長2,660m、幅員12mの歩行者専用道を整備するものでございまして、本路線の整備により周辺の公共施設と近隣の商店街との歩行者ネットワークの形成のほか、広域避難場所に位置付けられております高見地区へのアクセスルートとして周辺の防災性を向上させることも目的としております。

「3 事業の必要性の視点」でございますが、「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」から「③費用便益分析」は、記載のとおりでございます。「④定性的効果の具体的な内容」につきましては、「効果項目」として二つの便益を挙げております。

「4 事業の実現見通しの視点」でございますが、本事業は、平成25年度に着工を予定し、平成32年度に完了を予定しております。これまで覆盖負担金として投資しておりまして、事業費ベースの「進捗率」は31%となっております。

「5 事業の優先度の視点」のうち「事業が遅れることによる影響」でございますが、歩行者ネットワークの形成や防災機能の発揮が遅延するなど、周辺地域への事業効果の享受が遅れることが考えられます。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございますが、公園事業と同様に、関連事業の進捗を勘案しながら、予算の範囲内で着実に事業実施を進めるものでございまして、「事業継続（評価B）」としております。

以上で御説明を終わります。

（塚口座長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

（高瀬委員） 質問というか、理解が少し難しいので教えていただきたいのですが、要はこの二つの事業に関しまして、関連事業との関係で完成に向けて着実に実施する必要があるため、評価Bと総合評価されたと理解しました。いろいろな関連事業が大阪府なり大阪市であるということですので、関連事業との関係から大体こうなるといったことの説明は簡単にできるのでしょうか。つまり、この関連事業との関係でいうとあと何年要するのだけれども、この関連事業との関係でいうと本事業が実行できるので、総合的には評価Cではなく評価Bなのだといったように簡単に頭の中にすっと入ってくるような御説明いただければ有り難いと思いましたが。先ほどの議論とも絡むのですが、評価Aが簡単に分かるのに比べて、評価Bと評価Cとの区別はなかなか基本的に分かりにくい部分がございます。この事業を評価Bとした理由について、関連事業と絡めて簡単に御説明いただければ有り難いかなと思います。

（塚口座長） いかがでございましょうか。どちらからお答えいただいても結構でございます。

(久村計画課長) 関連事業との関係から公園事業の御説明というのは難しいのですが、公園事業としましては、緑、オープンスペースの非常に少ない此花区におきまして、防災の観点から、あるいは環境整備の観点から、事業の重要性は非常に高いと考えております。ただ、単独で進められる事業ではないということと、公園事業が財政的に非常に厳しい状況に今ありまして、ここにだけ重点的に予算を投入するということはなかなか難しいということもありまして、その辺、他の公園事業との関係、それから正蓮寺川公園と他の関連事業との関係から評価Bとさせていただいたということなのです。ちょっと御説明になってないのかも分かりません。申し訳ございません。

(塚口座長) 高瀬さん、今の回答はどうでしょうか。

(高瀬委員) やはり公園の重要性というところから、細かい資料に基づいて評価Cではなくて評価Bだと、そういうふうに抽象的には理解しております。関連事業を一つの部局で説明するというのは実際なかなか難しいですよ、多分。そういうことで理解をいたしました。

(石井街路課長代理) 建設局ですけれども、追加の説明なのですが、阪神高速道路で今進められております淀川左岸線(I期)の事業のことが説明の中であったかと思えます。この事業が完成されますと、上面といいますか、別紙1の最後、スライドの7枚目の参考図のところで、この事業のイメージを表しているのですが、淀川左岸線は地下にこういうボックスを造りまして、そこにできました上部空間を歩行者専用道と公園に利用していくということになっております。この淀川左岸線の平成24年度の完成に合わせて公園と歩行者専用道とでカバー負担金という形で事業費を支出しております。両事業が蓋で覆う分の追加費用を負担するため、それぞれが一緒に進捗を図る必要があるというところで、関連性が強いということでございます。そのカバーが完成した後、それぞれが上面の整備をしていくというスケジュールになっております。

(塚口座長) ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

(加茂委員) 調書7と調書11のそれぞれの総事業費についての質問なのですが、調書7の正蓮寺川歩行者専用道は23億円で、調書11の正蓮寺川公園は67億円となっています。費用便益比は合算して算出されていると思うのですが、費用便益比の総費用のところでは総費用が122億円になっています。ほかの事業でも総事業費と総費用とは微妙に数字が違うのですが、この事業では30億円ぐらい差があるのです

けれど、それはなぜでしょうか。

(塚口座長) 総費用の考え方がほかと少し違うということですが、いかがでしょうか。

(久村計画課長) 両方の事業の合算で算出させていただいております。そういうお答えでよろしいでしょうか。

(加茂委員) 合算になっていると思うのですが、調書7の総事業費23億円と調書11の総事業費67億円とを足すと90億円にしかならないのです。費用便益比の算出に使われている総費用は122億円です。ほかの事業でも3億円ぐらい差があるのですが、ここでは30億円も差があるのです。なぜでしょうか。

(上田緑化推進部長) 総費用の122億円につきましては、整備後の維持管理費も含まれておりますので、数字に差が出ております。分かりにくくて申し訳ございません。

(塚口座長) 関連して私からもその部分についてお伺いしたいと思います。それぞれの事業目的を書いておられますね。これは一体化して行われる事業ですけれども、当然、ゆとりとみどり振興局の事業と建設局の事業とではその目的が違いますよね。ただ、費用便益分析を行うときに合算して計算していますが、ここは何か説明しておかないといけないと思います。それぞれの目的が違うのに、生じる便益がこういう形で記載されているというのは少し分かりにくいですね。その辺は、私が今言ったようなこともお考えになった上でこういう表現をお使いになっているのでしょうか。事業の目的が違えば便益の範囲も違うので、両事業を一体化して一つの事業として捉えた場合の便益である、といった注釈を付けておいた方が分かりやすいと思います。

(久村計画課長) 確かに今おっしゃっていただきましたとおり、個々の事業目的は若干違うかと思います。ただ、正蓮寺川公園の中の歩行者専用道ということで、緑の中の歩行者専用道ということで、防災機能とかが特に高いというようなことで、合算して費用便益分析をさせていただいたというようなところでございます。

(塚口座長) 分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

(角野委員) 今の件、確かに説明が難しいと思います。受益者が、公園の方は大阪市民となっておりますし、歩行者専用道の方は市民・道路利用者・地域社会・地域経済となっております。だから、受益者も合わせておいた方が良くと思います。そもそも公園の中に歩行者専用道があるということで空間としては一体のものであり、恐らく公園を使われる方は当然歩行者専用道を使われるわけで、その逆もあります。つまり、

一体の空間であるにもかかわらず、なぜ別の事業となっているのかということの説明の方が重要かと思うのです。それは、例えば、下部が高速道路でその上部を蓋で覆っているから道路の敷地というような色合いが強いということなのか、あるいは公園の予算がこれだけ削減されているから、この部分は街路の予算で負担しようということなのか。とにかくポイントは、両方の事業が一体化することでこれだけの便益があります、ということをもう少しはっきり説明された方が良いような気がしました。

(塚口座長) ありがとうございます。

角野委員からの御意見の方が非常にストレートで分かりやすかったと思いますので、多少そういう形での説明を調書等に追記していただいた方がよろしいかと思えます。よろしくをお願いします。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、建設局の皆様は、これにて御退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

(建設局職員 退席)

(塚口座長) それでは、引き続きまして、ゆとりとみどり振興局所管の残りの1事業、津守中央公園につきまして、説明を5分程度でお願いしたいと思います。では、よろしくお願いたします。

(久村計画課長) それでは、津守中央公園の御説明をさせていただきます。

お手元の調書12「津守中央公園」を御覧ください。

「1 再評価理由」に記載のとおり、本事業は、平成18年度に再評価いただいた事業でございます。

「2 事業概要」でございますが、全体計画面積は3.7haでございますが、うち3.6haは平成12年に既に整備が完了しており、現在では多くの市民の方々に利用されております。残る未整備区域につきましては、別紙1のスライドの3枚目から6枚目を見ていただきますと、全体計画平面図及び写真が掲載されておりますが、「未整備区域」と表示しております部分が、平成16年度に都市計画変更で拡張した区域でございます。

「3 事業の必要性の視点」に移りまして、「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」でございますが、別紙1のスライドの7枚目を御覧ください。先ほどの正蓮寺川公園と同じような状況でして、本市の公園事業費は、事業採択時の平成9年度の30

4億円に比べ、税収の大幅な減により現在35億円と大きく減少しております。しかしながら、既に開設している区域では多くの市民の方々に利用されており、残る未整備区域の早期完成が待たれている状況でございます。それでは、調書に戻っていただきまして、「②定量的効果の具体的な内容」でございます。津守中央公園につきましては、用地取得率が100%、工事進捗率が95.7%であることから、「③費用便益分析」を省略させていただいております。残る拡張区域の整備が完了することで、レクリエーション空間の提供や都市の防災性の向上など、市民に対して様々な効果を提供できることもあり、引き続き事業を実施していく必要があると考えております。

「4 事業の実現見通しの視点」でございますが、既に用地取得が完了していることに加えて工事進捗率も95.7%となっておりますので、今後は残る拡張区域の施設整備に係る予算の確保に努めまして、完了予定年度であります平成25年度の完成をめざしていききたいと考えております。

以上のことから、「7 対応方針（原案）」で、評価分類を「事業継続（評価B）」といたしております。

御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

（塚口座長） ありがとうございます。

御意見・御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

（松島委員） 御説明いただいた中で、別紙1のスライドの9枚目でしょうか。進捗率が約10年以上前から95.7%のままになっておりますが、この理由は主として予算が縮小されてほかの事業に優先的に費やされたためにこの事業には充てられなかった、という理解でよろしいのでしょうか。ここ10年ぐらいずっと95.7%だったものが、この2、3年で急に進捗率が上がるというのはどういうことだろうとちょっと疑問に思いましたので。

（久村計画課長） 別紙1のスライドの9枚目の折れ線グラフでございますが、青の方が整備面積ベースの進捗率となっております、赤の方が事業費ベースの進捗率となっております。平成18年度に再評価いただいた時点から拡張区域の用地の先行取得を行いまして、それ以降、繰り戻しを進めてきたということでございます。ですから、整備面積につきましては少し前から変わっておりませんが、先行取得用地の繰り戻しで事業費を投入しているため、ここ数年で事業費ベースで進捗しているということで

ございます。

(松島委員) こういう形で整備面積ベースの進捗率を出すと残り数%がなかなか進まないというように見えてしまうということは、この数字の出し方の問題であって、事業自体は着実に進んでいるということですね。

(久村計画課長) そうですね。あと少しというところでございます。

(松島委員) 分かりました。

(塚口座長) ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、これにて終了したいと思います。ゆとりとみどり振興局の皆様、どうもありがとうございました。

(ゆとりとみどり振興局職員 退席)

(塚口座長) それでは、都市整備局所管の長橋住宅地区改良事業に移らせていただきたいと思えます。

都市整備局の皆様、どうぞ御着席ください。

それでは、長橋住宅地区改良事業の説明を5分程度でお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(岸本住宅地区改良担当課長) 都市整備局まちづくり事業部住宅地区改良担当課長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

長橋住宅地区改良事業につきまして、御説明させていただきます。

お手元の調書と別紙の資料とを用いまして説明させていただきます。

まず、「2 事業概要」から御説明申し上げます。「①所在地」は西成区長橋2丁目の一部でございまして、別紙1のスライドの2枚目を御覧ください。右の図で緑色に塗って「長橋地区」と表示している部分が施行区域を示しております。ここは地下鉄花園町駅から北西に約600mの位置にあります。「②事業目的」について、別紙1のスライドの1枚目の記載のとおりでございしますが、地区指定当初211戸ございました不良住宅をクリアランスして居住水準の高い住宅を提供し、地区周辺の住環境整備の向上とまちづくりに資するものであります。「③事業内容」について、別紙2の「8. 事業計画」を御覧ください。建設計画図でございしますが、地区内の住宅等を買収し、撤去した上に、改良住宅、集会所、道路、緑地等を計画しております。それ以外に右の図面の地区外の2か所において、住宅・作業所・店舗を計画しております。

次に、「3 事業の必要性の視点」を御説明申し上げます。まず、「①事業を取り巻

く社会経済情勢等の変化」につきましては、別紙1のスライドの3枚目の下の囲みを御覧ください。変化のポイントは3点ございます。1点目は、地価の下落傾向です。2点目は、低家賃の賃貸住宅への入居ニーズが高くなっていることです。3点目は、東北地方太平洋沖地震が発生したことで、まちの防災性の向上が行政としての急務の課題となっていることであります。別紙1のスライドの4枚目を御覧ください。「費用対効果分析の考え方と手法」を説明しておりますが、その中ほどに費用便益分析の計算を示しております。本事業での計算結果は1.01となっております。調書に戻っていただいて、「⑤事業の必要性」につきましては、本事業はオールクリアランスにより防災力の向上を図るものであり、投資効果も見込まれる事業であるので、その必要性は高いと考えております。

続きまして、「4 事業の実現見通しの視点」につきましては、要点だけを御説明申し上げます。まず、「①経過及び完了予定」でございますが、平成27年度の完了を予定しております。「②事業規模」でございますが、進捗率につきましては用地取得率で約69%であります。「③総事業費」でございますが、現時点で約90億円の見込みとなっております。「④事業内容の変更状況とその要因」でございますが、平成22年度の事業計画変更の際に改良住宅入居権利者の減少に伴い、改良住宅建設戸数を見直して182戸を147戸にしております。この147戸のうち建設済みは78戸でございますので、今後の建設予定は69戸でございます。「⑤未着工あるいは事業が長期化している理由」でございますが、2点ございまして、1点目は、未買収地の大部分を占める大地主が経営する賃貸住宅が不良住宅であるにもかかわらず、低所得者層を中心に新たな入居ニーズがあり、現在の住宅のままでも安定した家賃収入を得ており、大地主が用地買収に応じないため、用地取得交渉が進展しない状況にあります。もう1点でございますが、地価の下落に伴い、以前ほど補償が受けられないため、ほかの土地所有者も土地の売却に消極的になっていることが挙げられます。「⑥コスト縮減や代替案立案の可能性」でございますが、主なところとしまして、まず、土地所有者に対しましては、土地収用法の適用も視野に入れながら交渉を進めることとします。次に、改良住宅建設費につきましては、精査してコストの見直しを検討してまいります。「⑦今後の事業進捗の見通し」でございますが、地価の下落も減少に転じつつあることも念頭に置いて粘り強く交渉を行い、平成27年度の事業収束をめざしたいと考えております。

次に、「5 事業の優先度の視点」につきましては、調書に記載のとおりでございます。また、「事業が遅れることによる影響」は、極めて大きいと考えております。

「6 特記事項」につきましても、調書に記載のとおりでございます。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございますが、「事業継続（評価B）」としております。平成27年度の事業収束をめざして土地所有者に対して粘り強い交渉を行いながら用地取得を進め、計画的な改良住宅の建設等を行っていくということ。また、本事業は住宅密集市街地内にある不良住宅の自主建替えが困難な地域において限定的に実施している事業であり、地区住民が健康で文化的な生活を営むことのできる住環境の整備、居住区域の確保、地区周辺エリアも含めた防災力の向上を図るために必要な事業であることから、「事業継続（評価B）」としたものでございます。

御説明は、以上でございます。

（塚口座長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の皆様方から御意見・御質問をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

（水谷委員） 都市の防災上の安全面等、いろいろな観点で重要だというのは説明の中であったかと思うのですが、事業を進捗するのが困難な状況になっているというところで、土地所有者がなかなか売却に応じてくれないということを言われたと思うのです。そうすると、更に事業を進めるのは非常に困難ではないかと思えます。

また、同時に必要性があると言いながらも、費用便益分析のところで費用便益比を見てみるとほとんど1に近い。社会的なものまで含めてもコストがかなり高くなってしまふということを考えた場合、なぜこの事業が評価Bになるのかということをもう少し説明していただけたらと思えます。

（塚口座長） いかがでございましょうか。

（岸本住宅地区改良担当課長） 委員の御指摘のとおり、事業が遅延しておりますのは、用地買収が難航しているからであります。これは、土地価格の下落傾向が長く続いて権利者の協力を得ることが困難であったということが背景にあるかと思っております。これまで何度も買収への協力をお願いしてまいりましたが、取り分け未買収地のほとんどを占める大地主の協力を得ることが難しいという状況にあることは事実であります。これからは協力が得られない場合には土地収用法の適用も視野に入れて交渉に当

たっていきたいと考えております。

また、費用便益比でございますが、住宅地区改良事業に関して特別なマニュアルがありまして、調書の「③費用便益分析」の「算出方法」に記載しておりますように「住宅地区改良事業費用対効果分析マニュアル：国土交通省」を使用しております。これの判断基準なのですけれども、その下に「参考」として挙げておりますように「住宅地区改良事業の新規事業採択時評価の採択基準は費用便益比が0.5以上」とありまして、比較的小さい数字であっても定性的な効果が高いと考えられておりますので、十分投資効果のある事業であると考えております。

最後に、評価Bとしていることの理由でございますが、「参考資料2」の「事業再評価の方法について（評価の視点と評価分類の整理）」で規準が示してありますので、これに沿って御説明申し上げますと、「1. 事業の必要性」については、投資効果があり、社会経済情勢等の変化にも適合しておりますので、評価AないしCと考えております。

「2. 事業の実現見通し」については、権利者との協議の動向いかんによるところが大きいのですが、現計画の終了年度である平成27年度の完了見通しはありますので、評価Bと考えております。「3. 事業の優先度」については、事業遅延の影響は極めて大きく、評価Aと考えております。以上により、長橋住宅地区改良事業は、総合的に勘案して「事業継続（評価B）」になると考えております。

以上でございます。

（塚口座長） いかがでございましょうか。

（國松まちづくり事業部長） 補足で説明させていただきます。

基準の費用便益比が0.5以上で1以上になっていないことについては、事業の性格上、なかなか費用対効果が上がらない、非常に危険性の高いところをクリアランスして、居住者の最低限の生活保障をするということで、かなり難しい事業となっております。その辺りを考慮して国が基準で0.5以上としているということなのです。だからそれで良いのだということではなくて、これまでも建設コストの見直しをしてきておりますので、今後もそういう建設コストの見直しを進め、かなりのコストを下げた費用便益比を上げる努力も行っていきたいと思っております。そういうことで頑張っていきたいと考えております。

また、この間、地価が安定してきており、今までどんな住宅にでも入居者が入っておられたのですが、それが底を突いたといえますか、やや空き家も出だして、大地主

さんも交渉に応じる姿勢を見せてきているので、私としてはこれをチャンスとして、これから交渉して事業を進展させていきたいと考えております。

(塚口座長) どうぞ。

(水谷委員) 1点だけ。社会的便益まで考えると普通は1以上になると思うのですが、経済学で費用便益比が1を下回るというのは、普通の常識からするとおかしいのですが、このマニュアルに従わないといけない立場があるのだろうということで、もうこれ以上は言いませんが、少しおかしいかなと思います。

懸念するのは、不良住宅に住んでおられる方の防災上の安全のためにも、例えば、整備済みの改良住宅で空いているところがあるのならば、そこに移っていただいて、事業計画変更で当初の予定から改良住宅建設戸数を見直して縮小していますように、もう少しコストを削減するような形にはできないものなのでしょうか。

(國松まちづくり事業部長) 正におっしゃっていただいているとおりでございまして、そういう方策を今後考えていかないといけないと考えております。この事業は、住宅建設をしなければならない事業ではなく、主目的がクリアランスの事業なので、そのクリアランスだけで良いわけです。その跡地については、まちの防災性の向上に必要なもの、要するに緑地であっても何でも良いわけですから、いわゆる土地利用でまちに貢献するものは何であるかを検討しながら、残事業費を最低限にとどめようと考えております。

(塚口座長) よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

高瀬委員、お願いします。

(高瀬委員) 別紙2の「6. 地区の現況(2)」でブルーの部分、大地主の「地主A」さんの住宅にまだたくさんの方が入居されているということだと思っておりますが、同じ別紙2の「10. 市民からの要望」というところで「事業実施においての地区の意見」に「役所の都合で無理やり他のところへ引越させられるのはおかしい。」という意見が記載されております。これは、家賃とそれから住環境の兼ね合いでいろいろおっしゃっている入居者の方ではないかと思うのですが、これが仮に土地収用なり売却なりということで合意ができるとして、ここに入居されている方が転居されるということに関しての問題というのですか、交渉というのですか、その辺りはこの管轄ではないのですか。よく分からないのですが、土地を入手するだけではなく、円滑に転居してもらえようような交渉も並行して進めないといけないと思うのです。「地区の意見」

でこの入居者の意見が書かれているのですが、この辺りの兼ね合いはどうなっているのでしょうか。そういう交渉はされていないのですか。それとも、ここの所轄ではないのですか。

(國松まちづくり事業部長) 所轄につきましては、当然私の方でございます。この事業開始時にいらっしゃる居住者の方については、私の方で改良住宅を建設し、補償もして移っていただくという手厚い段取りになっております。居住者の多くは、現在もお風呂もない狭いところで住んでおられますので、早く改良住宅に移りたいのです。私の方で建設する改良住宅というのは結構広い住宅で、お風呂もあってエレベーターも付いておりますので、移りたいと言っておられますけれども、用地買収が地主さんとの間で整わないとその移転ができない。先に移転すると、その空きに別の方が入居されて新たに補償の問題とかが発生しますので、私の方は、地主との交渉が整った上で改良住宅に移転していただかないといけないという状況になっております。「地区の意見」に記載しておりますその意見は、地主さんの住宅に最近入居された方が急に出ていけと言われても困るといった一部の意見も正直に記載したものであります。

(塚口座長) よろしいですか。

(高瀬委員) はい。

(塚口座長) では。

(角野委員) 別紙2の「6. 地区の現況(1)」と「8. 事業計画」とを比較して見ると、大地主のところは当面このままにしておいて、部分的に工事ができそうな規模の地主だけで幾つか優先的に頑張っただけならできないのではないかと考えられませんかでしょうか。既に西側の方は31戸の改良住宅が竣工済ですので、戦略としてはどうお考えなのでしょうか。地主Aの土地を全部買収してから一気に建設していこうという考えなのか、それとも、東側にまず改良住宅を先行的に建設してそれを移転の受け皿とし、大地主のブルーのところを次に建設していこうという考えなのか。どうなのでしょうか。

(國松まちづくり事業部長) 改良住宅は建設できるのですけれども、実際に移られる方は、大地主の住宅に住んでおられる方が多いわけです。そこの買収が整わない限り、建設してもその住宅自体が無駄になるわけです。つまり、改良住宅入居権利者が減少していることもありますから、戸数の減少で建設コストを抑えることになりますので、そこの交渉が整わない限り改良住宅の建設はしない方向です。むしろ今計画しており

まず東側の棟につきましては、改良住宅建設の方向で進めるということではなしに、まちの観点から緑地の方が良いのだったら緑地、若しくはもっと大阪全体を見まして、そこに住宅が必要であるならば、住宅建設を進めるべきではないかと考えております。そこは事業計画変更の対象としまして、状況を見ながら、進捗を見ながら、対応していこうと考えております。

(角野委員) だから、まず、この地主Aさんの物件をいかに買い取るかというのが最大の課題だということですか。

(國松まちづくり事業部長) はい。先ほども言いましたように今までは交渉に行ってもなかなか応じてもらえなかったのですが、その大地主さんもやや話には乗っていただける状態になっておりますので、これからが正念場になるのではないかと考えております。

(角野委員) 分かりました。

(塚口座長) ほかにございませんでしょうか。

私も1点だけ。これは都市整備局の皆様には申し上げることではないのですが、この費用対効果分析のマニュアルはおかしいと思います。0.5以上とするといったって、その0.5の根拠は何もないわけです。ですから、このマニュアルの費用便益分析で、便益を計測する方法を見直して的確なものにしないと意味がないと思います。もし、0.5のままにしておくのだったら、定性的な説明をきっちりしまして、その妥当性を論証した方がよいと思います。これは国交省の怠慢です。私はそう思います。

(國松まちづくり事業部長) これからより良い事業の進め方、事業の見直し等について、国交省とも当然協議していくこととなりますので、その際には、その趣旨をお伝えさせていただきます。

(塚口座長) よろしゅうございましょうか。

それでは、都市整備局の皆様、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。

(都市整備局職員 退席)

(塚口座長) それでは、港湾局所管の4事業に移らせていただきたいと思いますので、港湾局の皆様、説明者席へお移りください。

では、各事業の説明をそれぞれ5分ぐらいで、要領良くお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(福本環境整備担当課長) それでは、お手元の調書14等に従いまして、(大阪港内) 公害防止対策事業について、御説明させていただきます。

まず、「2 事業概要」の「②事業目的」でございますが、有機汚泥及び有害汚泥の除去等の対策を実施することによりまして、大阪港の再生に寄与すべく、大阪湾の水環境保全を図ることを目的として実施しております。現在は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であるダイオキシン類対策に取り組んでおりまして、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であります環境基準を達成することを目的に事業に取り組んでおります。なお、汚染原因等の究明を行いました結果、原因者の特定には至らなかったということで、公共事業として本市が実施しているということでございます。「③事業内容」につきましては、別紙1のスライドの2枚目を見ていただきたいのですが、まず、ピンクで着色しております部分、片仮名でア、イと書いておりますが、この部分が有機汚泥対策を実施しました部分で、約3万8,000㎡の除去を平成14年度に終了しております。次に、赤枠で囲んでおります7か所が、底質ダイオキシン類対策区域でございまして、全体で約93万㎡でございます。

次に、調書の「3 事業の必要性の視点」の「③費用便益分析」でございますが、市民アンケートを実施いたしまして、仮想市場法により費用便益比を求めておりまして、7.40という結果になっております。

「4 事業の実現見通しの視点」の「①経過及び完了予定」でございますが、前回の再評価時は事業完了予定が平成27年度でございましたが、今回14年延長いたしまして、41年度の事業完了予定に変更しております。これにつきましては、別紙1のスライドの7枚目を見ていただきたいのですが、「進捗率の推移」のグラフにございますように、平成22年度までは前回の再評価時点で想定しておりました事業スケジュールに基づいて実施してまいりましたが、全体事業費が147億円と巨額であるにもかかわらず、近年の厳しい財政状況から年間1億円程度と非常に限られた事業費となっておりまして、平成23年度以降は年次計画どおりの予算確保がますます難しくなっているということで、スケジュールどおりの事業進捗が図れなくなっているという状況でございます。そのために事業完了予定を今回14年延長したものでございます。「②事業規模」につきましては、前回と変わっておりませんが、「進捗率」は、前回底質ダイオキシン類が0%だったところ、今回1%になっております。

「③総事業費」につきましても、前回と変わっておりませんが、「進捗率」は、前回の

3%から今回6%になっております。「⑦今後の事業進捗の見通し」につきましては、対策方法が確立しております中濃度対策を優先させて着実に施工していきたいと考えております。高濃度ダイオキシン類に関しましては、対策方法がまだ確立されていないため、安価で迅速に処理可能な無害化処理技術の早期実用化や厳しい財政状況の中で嵩上げ率の引上げなど、更なる財政措置も含め、対策全般に対しまして、今後、国に要望していきたいと考えております。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございますが、全体事業費が147億円という巨額であるにもかかわらず、年間1億円程度と非常に限られた事業費となっておりますことから、現時点では限定的な実施にとどまる、「事業継続（評価C）」と考えております。なお、必要性の高い事業でございますので、事業費の確保について、他事業のコスト縮減など様々な視点から検討しまして、また、港湾局単独でなく全庁横断的に環境改善に取り組めるよう今後検討していきたいと思っております。

御説明は、以上でございます。

（塚口座長） 続けてお願いいたします。

（梶木緑地管理担当課長） それでは、調書15「此花西部臨港緑地整備事業」及び調書16「中央突堤臨港緑地整備事業」について、御説明いたします。

まず、調書15の此花西部臨港緑地整備事業につきまして、「1 再評価理由」は、事業再評価した年度から起算して5年間に経過後の年度で継続中のものということになっております。

「2 事業の概要」につきまして、別紙1を御覧いただきたいのですが、スライドの2枚目の「位置図」で正蓮寺川沿いと安治川沿いに赤で着色しているところが此花西部臨港緑地でございます。「②事業目的」ですが、この緑地につきましては、U S Jを核とする此花西部臨海地区の開発に併せて水際線を親水性の高い潤いある空間とし、市内外の来訪者や周辺住民に憩いの場を提供するということ。更に大阪港港湾計画におきまして防災緑地と位置付けており、また、「大阪市地域防災計画」でも災害応急対策活動に資する緑地と位置付けております。防災緑地につきましては、別紙2のスライドの6枚目の「港湾緑地の整備計画図」を御覧ください。此花地区では此花西部臨港緑地と対応する耐震強化岸壁の北岸壁を整備しまして、緊急物資等の一時保管、荷捌き等に利用可能なオープンスペースを確保するというものでございます。「③事業内容」ですが、総面積が62,000㎡で、整備内容としましては、園路、植栽、オ

ーンスペース、照明施設等となっております。

「3 事業の必要性の視点」の「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」につきましては、最寄り駅周辺で平成16年から住宅の立地が進み、現在ではマンションが7棟建設され、定住人口が増加しているという状況でございます。「③費用便益分析」につきましては、別紙1の10ページ以降に記載しております。レクリエーション等の市場がない財やサービスを評価する方法であります仮想的市場評価法を用いまして、アンケート調査によって緑地に対する支払意思額を聴くことで便益を算定しており、費用便益比は6.9となっております。

「4 事業の実現見通しの視点」で再評価時点（平成18年度）と再々評価時点（平成23年11月）とを比べて全く進捗していない状況がお分かりいただけるかと思っております。このことにつきましては、「⑤未着工あるいは事業が長期化している理由」に記載のとおりでございます。大阪府が河川整備事業で進めておりますスーパー堤防の上に大阪市が緑地を整備する形になっておりますため、平成15年に堤防の下部で亀裂や陥没が発見されたため、府が原因の究明を行い、平成16～18年度にかけて堤防補強工法を検討して平成19～22年度に試験施工とその検証を行い、平成23年度から実施施工を行う予定とされておりましたが、現在も府の堤防補強工事は実施されていないという状況のため、平成24年度に再開する予定でありました市の緑地整備も平成16年度から休止状態が続いております。

（塚口座長） 少し急いでいただけますでしょうか。最後の対応方針について、説明していただければと思います。

（梶木緑地管理担当課長） それでは、最後の「7 対応方針（原案）」でございますが、此花西部臨港緑地の必要性は従前のおり変わっておりませんが、事業の実現見通しの点で先ほど申しました大阪府の堤防補強工事の目途がたっていないため、複数年にわたって予算執行が伴わないものとしまして、「事業休止（D）」と考えております。

（田中防災・施設担当部長） 少し補足させていただきます。

この事業が、大阪府が整備するスーパー堤防の上に緑地整備をするということで、府の堤防に補強の必要が生じたため、その補強工事の完了を待つて緑地を整備するという状況ですが、別紙1のスライドの5枚目の「進捗状況図」にありますとおり、区画整理事業に伴って進められました「ホテル」や「結婚式場」と隣接するところは整備済でありまして「供用開始地区」としております。ただ、防災緑地としての位置付け

ておりますので、その点については休止ではありますが、中止するわけにはいかない事業と考えてございます。

以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。それでは、続けて調書16の説明をお願いいたします。

(梶木緑地管理担当課長) では、調書16の中央突堤臨港緑地整備事業につきまして、「1 再評価理由」は、調書15と同様に事業再評価した年度から起算して5年間の経過後の年度で継続中のものということになっております。

「2 事業概要」につきまして、これも別紙1を御覧いただきたいのですが、スライドの2枚目の「位置図」に赤で着色している部分が中央突堤臨港緑地でございます。また、青のハッチング部分が物揚場でございます。この二つを併せて今回の再評価の対象事業であります。「②事業目的」ですが、現在、港区の天保山築港地区の活性化を図るため、再開発事業を実施しております。中央突堤臨港緑地につきましては、再開発でアメニティの核となることを目的としております。更に大阪港港湾計画におきまして、防災緑地と位置付けられており、また、「大阪市地域防災計画」でも災害応急対策活動に資する緑地として位置付けられております。なお、当該地区には海上保安庁や税関をはじめとする港湾管理の中核機能の官公庁が多く立地しております。災害発生時には港湾の防災活動の要となるところでございますので、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場も整備することによって、通常時だけでなく、災害時においても公共船舶の効率的な運用が可能な防災拠点の形成も目的としております。「③事業内容」ですが、総面積が85,000㎡で、整備内容としましては、園路、植栽、オープンスペース、照明施設、物揚場、防波堤、浮棧橋等となっております。

「3 事業の必要性の視点」の「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」につきましては、天保山築港地区には、多くの観光客が訪れておりまして、大阪を代表する観光エリアとなっております。また、クルーズ客船が寄港する大阪の玄関口として、更なる活性化が期待されている地区でもありますので、必要とされます緑地面積につきましても変わっていないという状況でございます。「③費用便益分析」につきましては、調書15と同様に仮想的市場評価法を用いまして、便益を算定しており、費用便益比は2.4となっております。

(塚口座長) かなり時間も押しておりますので、最後の対応方針について、御説明いただけますでしょうか。

(梶木緑地管理担当課長) それでは、最後の「7 対応方針（原案）」でございますが、中央突堤臨港緑地の必要性は従前のおり変わっておりませんが、近年の財政が厳しい状況の中、限定的な実施にとどまるものとしまして、「事業継続（C）」と考えております。

(田中防災・施設担当部長) 済みません。少し補足させていただきます。

この事業も先ほどの事業と同じ緑地の整備事業でございます。ここにつきましても、同様に防災緑地と位置付けておりますので、事業を継続したいと思っております。

残事業費の約55億円ですが、一部に埋立てを伴うところがございます。必要性は防災緑地ということなのですが、埋立てを伴うために埋立免許というものを既已取得しております。予算がなかなかついてきていないというのが現状でございますので、例えば、ほかのところで実施しているものがあるのですが、民間等の力を借りまして埋立てをするといった新たな手法の検討をしております。周辺には海遊館等がございますので、集客の面も考えて、この地区の活性化と絡めた形で何か民間の活力を活用してできないものかと検討しているところでして、予算のない中での一応事業継続と考えているところでございます。

以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。

では、4つ目の事業の説明をお願いいたします。

(福本環境整備担当課長) それでは、お手元の調書17等に従いまして、新人工島土地造成事業について、御説明させていただきます。

まず、「2 事業概要」の「②事業目的」でございますが、本事業は、既に高密度の土地利用が進んでいる大阪市の内陸部において、浚渫土砂や陸上残土の処分場を確保することが困難になっていることから、これらを海面に処分するため、その受け皿となる処分場の護岸建設を行うもので、これによりまして、浚渫土砂や陸上残土の適正な処分と都市環境の保全、そして、新たな土地の造成を目的としております。「③事業内容」につきましては、別紙1のスライドの2枚目を見ていただきたいのですが、この左下に「新島地区平面図」を載せております。この黄色で着色している部分が、今回の再評価の対象範囲となっております。なお、この部分の左が別事業のフェニック

ス事業でございまして、近畿2府4県の廃棄物を処分するところで、既に2年前から受入れを開始しております。今回の再評価の対象となっております範囲につきましては、平成13年度に工事着手いたしまして、21年度にフェニックス事業の新島1区との取り合い部分が完成しております。それ以外の護岸につきましては、平成22年度から事業休止という状況でございます。

調書の「3 事業の必要性の視点」の「③費用便益分析」でございまして、便益につきましては、陸上残土や浚渫土砂の処分コストの縮減と、新たに土地が造成されますので、その資産の創出とで計算しております。費用便益比を計算しますと1.01という結果になっております。

「4 事業の実現見通しの視点」の「①経過及び完了予定」でございまして、完了年度が5年前の再評価時点から変わっておりまして、平成37年度の受入完了予定を4年延長いたしまして41年度に変更しております。これにつきましては、別紙1のスライドの5枚目を見ていただきたいのですが、「進捗率の推移」のグラフにございまして、市の財政状況が厳しくなっているため、事業費の縮減傾向が続いており、当初より進捗していないという状況でございます。その右に「今後のスケジュール（見込み）」を書いておりますが、平成22年度から29年度まで事業を休止いたしまして、30年度から護岸整備を再開し、34年度から浚渫土砂を受入れて埋立を開始したいと考えております。現在、浚渫土砂を受入れております夢洲が平成33年度まで受入れ可能ですので、新島のスケジュールを4年延長したということでございます。「②事業規模」につきましては、前回は完成しているところがなかったのですが、今回は東護岸が完成しており、「進捗率」が護岸延長で14%となっております。「③総事業費」につきましては、事業費ベースの「進捗率」が前回の25.7%から30.5%になったところで事業を休止しております。「⑦今後の事業進捗の見通し」につきましては、局運営方針に重点化の位置付けはなく、港湾局事業の優先度を考慮し、平成29年度まで事業休止と考えております。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございまして、「事業休止（評価D）」と考えております。当面は港湾局事業の優先度を考慮して事業休止といたしますが、処分場の整備は浚渫土砂や陸上残土の適正な処分や都市環境の保全に資する事業であるため、事業再開に向けて社会経済情勢等の変化や土地利用ニーズを踏まえまして、事業費の確保や償還スキームの在り方を検討していきたいと思っております。

御説明は、以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの港湾局の4事業につきまして、委員の皆様から御意見・御質問をお受けしたいと思えます。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(松島委員) 調書15と調書16の二つの緑地事業について、お聴きしたいと思えます。定性的な効果として防災緑地の役割について、御説明いただいたと思えます。基本的なことになりますが、具体的にどういった災害に対して、ここに緑地があることがどんな機能を果たすのかということと、また、調書15では事業休止という御判断であったのですが、その場合に、その機能を代替するような場所等があるのでしょうかということをお聴きしたいと思えます。

(塚口座長) どうぞ、お願いいたします。

(田中防災・施設担当部長) まず、防災緑地ということで、大規模災害、例えば、上町台地の直下型地震等を想定してございまして、この防災緑地というのは耐震岸壁とセットになっておりまして、そこで緊急物資の輸送対応をするということを考えております。臨港4区、ここでは此花区と港区の2区の中に一つの緑地と一つの岸壁とがそれぞれあるというもので、1区に1岸壁1緑地と考えております。目的としましては、緊急物資の輸送対応のほか、当然避難場所等の機能もございまして、代替場所についてですが、現状は、暫定的ではございまして、何%かは供用しておりますので、例えば、此花区で1.9ha、港区でも1.7haを供用しておりますので、その部分で当面の代替を考えております。現状では別に特段の代替地はないと考えております。ただ、先生がおっしゃいますように、事業休止や事業の遅れているところがございまして、そういう状態が続くのであれば、代替地のことも検討が必要かと思っております。

以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問はございませぬでしょうか。

どうぞ。

(角野委員) 中央突堤の方の緑地の件ですが、築港地区は、この緑地の埋立てとは別に海遊館や旧サントリーミュージアム等々、再開発でにぎわいづくりの方針をお立てになっているかと思えます。この緑地を限定的な実施にとどまる評価Cとすることで、

そちらの方に何らかの影響が出て来ないのでしょうか。限定的な実施ということですから、できるところからという意味であれば、それは具体的にはどの辺りが実施できそうなのか、つまり、この中で優先順位がありましたら教えてください。

(田中防災・施設担当部長) まず、別紙1のスライドの2枚目の「位置図」を見ていただきたいのですが、整備済の部分と未整備の部分とを色分け等していないので分かりにくいのですが、北側の部分が大体完成していると思っていただけたらと思います。スライドの5枚目の「進捗状況図」を見ていただきたいのですが、緑と赤の線で囲んでおります部分が整備済箇所です。この辺りに隣接して海遊館や旧サントリーミュージアムがございますので、そこからこちらの緑地に来られる方もいらっしゃると思います。現在整備が遅れておりますのは、青い破線で囲んでおります部分、実はまだ海面でございます、ここの埋立てが必要だということで、残事業費の約55億円の大部分はこの事業でございます。今、検討しておりますのは、先ほども申しましたように、中央大通、この道路より北側の集客のにぎわいをここの南側に持って来るとということで、現在は市が取得しております埋立免許の許可を民間企業に与えて埋立てとそこの再開発をすることについて、PPPか何かで実施できないか検討しております。ただ、角野先生がおっしゃいましたようにこの部分は今後も遅れるであろうということで、当面は中央突堤の南側の少し広い部分、既に埋立済ですので、今は仮設の駐車場等に使用しておりますが、この辺りの再開発も民間にその土地を使って防災拠点としての機能を確保しながら、暫定的な利用はできないものか打診しているところでございます。

以上でございます。

(塚口座長) ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

(松島委員) 今回の件と関連しているかと思いますが、先ほどもお聴きしましたように、機能の一部ではあるけれども、例えば、防災機能は一応満たされているというような状況の場合、この「未供用地区」の埋立部分の一部を実施するといったような選択肢はないのでしょうか。

(田中防災・施設担当部長) お答えいたします。現在の埋立法線が入り組んだ形になっておりますので、これを段階的に施工するというのはどうしても経済的ではないということがあります。実施するとなれば、一気に埋め立てることになるのかと思います。

ただ、約50億円弱の金額が掛かるわけですので、そこは少し相手を見てということで考えております。

以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。

調書14と調書17の事業につきましては、評価Cと評価Dというような所管局の自己評価でございますが、この辺りにつきまして委員の皆様から何か御意見・御質問はございませんでしょうか。特によろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御意見等がないようですので、これにて終了したいと思います。港湾局の皆様、御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(港湾局職員 退席)

(塚口座長) それでは、水道局の皆様、お願いいたします。

それでは、水道局所管の泉尾配水場建設工事に移らせていただきたいと思います。およそ5分程度で説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(田中計画課長) 水道局工務部計画課長の田中と申します。私の方から御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料でいいますと調書18でございます。こちらの事業再評価調書に沿いまして、御説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして別紙1のところに図面がございまして、こちらの場所というような形で、その場所に工事していくというものでございます。

そういたしましたら調書の方に戻らせていただきまして、まず、再評価に至ったということですが、これは平成19年度から詳細設計しておりまして、20年度から着手しております。最初の平成20年度のみ国庫補助事業で実施したのですが、今は単独事業でやっております、5年目ということですので、今回御審議いただくというものでございます。

「①所在地」につきましては、大正区の泉尾公園という公園の地下に建設するものでございます。「②事業目的」でございますが、こちらにつきましては、配水場を造るものでして、水道事業で言いますと水処理をするのは一定で行う方が実は望ましいものでございますが、市民の皆様がお使いになる水というのは、非常に、日々、時々刻々と変動するものでして、その変動を吸収するという部分でどうしても配水場が必要になってくるということがございます。それ以外に阪神淡路大震災以降に震災対策

上どうしても配水場が必要になってくるというような考え方が新たに出まして、その辺りを踏まえまして、こちらの方に書いております「大阪市水道・震災対策強化プラン21」とか「大阪市水道・グランドデザイン」とか、そういったものの中でもこれを位置付けたということでございます。実際に整備されますと約2万4,000㎡のストック機能がございまして、応急給水の拠点といった形でも活用できるのではないかと期待して建設するものでございます。

「3 事業の必要性の視点」ということで記載してございますが、そちらの方の「①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」というものでございます。これにつきましては、今申し上げましたような主に地震を想定しました危機管理の情勢で言いますと、当初の目的に更に加えて、3月11日に起きました東日本大震災の発生などで、より一層そういった市民の防災意識に関しての高まりがございまして、そうしたことでもこの配水場につきましては早急に建設していきたいと考えてございます。この事業をどう定量的に評価していくのかということで、「②定量的効果の具体的な内容」なのですが、こちらの方につきましては、地震等が起きますと一番最初に水の確保がいつも言われます。これは人間が生きていくためにどうしても1日に3リットルの水を確保しないと生きていけないということでございまして、その水を何とか確保しないといけないという部分を定量化してございます。では、それをペットボトルで全部確保するために持っておくというのはどうかという話でございまして。それと、医療機関等重要施設ということで、今回我々が見ておりますのは、病院に入院されている患者さんと、それから人工透析をされている患者さん、そういった方々の使用水量、これについてはこれも命の危険性に関わるものでございましてからどうしても確保しないといけないということで、こちらの水につきまして、これをペットボトルで確保するよりはこちらの方が望ましいのではないかとというような形での費用計上をしております。「受益者」としましては、建設地の大正区は全域なのですが、それ以外に隣接しております浪速区・港区・西区・西成区の一部地域がこの運搬給水対象区域になってございまして、対象人口といたしましては、約24万5,500人というようになってございます。「③費用便益分析」という形で数字を計上しておりますが、この方法につきましては、水道事業で言いますと、それを所管します厚生労働省の方で「水道事業の費用対効果分析マニュアル」というものが出されております。実は国庫補助事業については、これに基づいた費用対効果分析をしまして、費用対効果があるという

ことを示しておかないと認められないというような状況でございまして、私どもこれを当初国庫補助事業でスタートさせたものでございますから、こちらの方に基づいて試算してございます。今申し上げましたように地震等の発生から3日間において、全てこの運搬給水対象区域の方々に生きていくために必要な1人1日3リットルの水と医療機関等重要施設への給水量、こちらの方をボトル水で備蓄した場合との費用比較をしてございます。費用便益比としましては、現時点で計算しますと1.65になってございます。これは、事業開始時点で計算したときには1.62ということですので、若干上がっているような状況でございます。次に、「④定性的効果の具体的な内容」ということですが、こちらの方の「緊急時のメリット」としては、緊急時の配水応援ということで、これは地震に限らず市内での配水管事故、大規模配水管事故が起きたときにも、当然隣接するそれぞれの配水場が持っております配水区域を超えましてバックアップ等することによって、できるだけ断水したり減圧が起きたりといったことを回避するといったメリットもございます。「通常時のメリット」で言いましても、要するに大正区にあります配水場を拠点にそちらの方のエリアを分担して持つというような形で進めようとしておりまして、そちらの部分に関しての安定性が非常に増します。また、水量、水圧、水質等の水運用情報を刻々とそのエリアについて管理しまして、何か影響がありますとそのエリア内にとどめることもあって、ほかに影響を及ぼさないということもできます。また、即刻対応するということに関しても非常に利便性が高いと考えてございます。「⑤事業の必要性」でございしますが、これにつきましては、いざというときにやはり緊急拠点ということで、地震とかになりますと、そこが水を配るための飲み水の拠点になるというような場所をできるだけ市内にある種バランスよく配置したいという思いもありまして、こちらの場所が選定されているということでございます。大正区という場所なのですが、こちらの方は、1ページめくっていただけましたら地図の方にもございますように少しどちらかというと半島のような形になってございます。実は市内の中心部でありますと網目状に配水管網のネットワークがめぐらされておきまして、少々のが起こりましても必ずどこかの水を回せることになるのですが、こうした形で川に囲まれておりますので、どうしてもネットワークとしては相対的に少し弱いという場所でもあります。こうした場所に配水場を造ることによってその辺を補えるのではないかというようなことも考えております。事業としては、こういった観点も含めて重要ではないかと考えているところでございます。

「4 事業の実現見通しの視点」ということで書かせていただいております、「①経過及び完了予定」で言いますと、これにつきまして当初は平成23年度の工事完了予定だったのですが、現時点では1年間延びるような形で、24年度末、25年3月の工事完了予定と見ております。「②事業の規模」といたしましては、事業開始時点とほぼ変わらないような形で今進めてございます。「進捗率」は、23年3月末時点では事業費ベースで約23%ということでございます。「③総事業費」としましては、事業開始時点の約66億円は概算でございましたので、詳細設計の結果、現時点で約65億円ということで、当初よりも少し安くなっているような形でございます。今申し上げましたように少し工期が遅れたということなのですが、これにつきましては、実は着工後にボーリングをいたしました。この場所が実際グラウンドに利用されておりました、しかも地元において非常に利用頻度の高いグラウンドでございますので、地元調整でぎりぎりまで使いたいという話がございます、野球等いろいろに使われているのですが、そうしたため、我々が直接工事に掛かるまではボーリングさせていただけるような状況ではなかったということで、周囲のボーリングデータで何とか実施したのですが、実際に現地を掘ってみますと想定よりも地盤が悪いということが判明し、地盤改良工事を行う必要が生じた分、工程を要したというような状況でございます。少し飛びまして、「⑦今後の事業進捗の見通し」ということにつきましては、配水場ということですので、土木工事、設備工事、電気工事、機械工事だったりとその辺を全てミックスして、何とか重複させて施工を進めるのですが、そうしたものをできるだけ出合い丁場ということで複合させて一度に工事に掛かったり、あるいは班の方も複数投入して、できるだけスピードアップに努めたいと考えてございます。

それから、「5 事業の優先度の視点」というものでございます。こちらにつきましては、今、市全体で取り組んでおりますが、水道局運営方針におきましても「安心・安全で良質な水の安定供給」というような形で位置付けてございまして、その中でも具体的にこの「泉尾配水場建設工事の実施」というものを位置付けてございます。この事業をそのものにつきましては、今申しておりますように地震が起きたときに命の水をできるだけ確保するというようなことで、特にこのエリアに関してその役割を果たしていきたいと思っております。我々が気にしていますのは、今後30年間の発生確率が非常に高まっていると言われております東南海・南海地震でございます。できるだけ早期にこうした震災対策に関するものについては、進めたいと考えて

ございます。

最後に、「7 対応方針（原案）」でございますが、対応方針は、「事業の必要性」、「事業の実現見通し」、「事業の優先度」という三つの視点での判断となっております。「事業の必要性」につきましては、費用対効果分析により引き続き1.65という費用便益比を保持しているということと、社会情勢で言いますと、むしろ、こうした地震対策に関してはニーズが高まってきているのではないかとということで、評価Aと考えてございます。また、「事業の実現見通し」ということにつきましては、事業完了までスケジュールを明確に持っておりますので、それについても評価Aと考えてございます。「事業の優先度」につきましても、局内において重点事業と位置付けてございますし、遅延しますと今申し上げましたような理由もございます。できるだけ早期に完了させたいということでございますので、評価Aということで考えてございます。私どもといたしましては、完了宣言し、重点的に実施する「事業継続（評価A）」という評価分類でいきたいと考えます。

御説明は、以上でございます。

**（塚口座長）** ありがとうございます。

それでは、泉尾配水場建設工事に関する説明が終わりましたので、御意見・御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

**（松島委員）** ちょっと細かいことかもしれませんが、費用便益比の便益の関係のところなのですが、ここでは代わりにボトル水で備蓄するということを便益として挙げているわけですが、現状でこの区域というのはほかの配水場から給水されていると理解しておりますが、そうしますと現状でも既にそこに備蓄されているという考え方もできるかと思うのです。ですから、例えば、配水場から距離が離れているとかそういった補足をしていただくとより分かりやすいと思います。多分、マニュアルに沿って記載していただいているのだと思うのですが、少し誤解を招くかと思われま。

**（田中計画課長）** ありがとうございます。

正に先生に言っていただきましたように、ここはきちっと今言っていただきましたポイントを補足する必要がございます。お手元の資料で費用対効果の説明をしている資料の方で少し触れているのですが、実際に阪神淡路大震災のときに、給水車が周辺に対して直後に給水できるエリアとしてはどうも半径4kmぐらいが限界なのではない

かというような考え方がございまして、やはり余りにも離れてしまいますと道路事情も非常に悪くなりますし、今申し上げておりますような場所に水を送り届けるという必要がございますので、できるだけ半径4km、大まかにですが、そういった視点でも適正な場所ということで選定したというのが理由の一つでございます。

(塚口座長) ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、私も一つだけ。御説明をいただいておりますわけですが、進捗率23%ということで非常に低いわけですが、評価Aということで、積極的に取り組む、重点的に取り組むということでよろしいのですね。

(田中計画課長) はい。急ぎ進めますので、今申し上げましたとおり進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(塚口座長) 分かりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

(生駒行政評価担当課長) 済みません。事務局から「資料6」の一覧表の修正がございます。「完了予定年度」が「H26」となっておりますけれども、「H24」の間違いでございます。修正をお願いいたします。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかに御質問等はございませんでしょうか。

それでは、御質問等がないようでございますので、水道局に関する質疑はこれにて終了したいと思います。水道局の皆様、ありがとうございます。御退席ください。

(水道局職員 退席)

(塚口座長) 本日の会議では、建設局、ゆとりとみどり振興局、都市整備局、港湾局、水道局の所管事業につきまして、議論を行ってきたわけですが、それでは、総括をしていきたいと思っております。

まず、前回の追加説明を建設局にお願いしたわけですが、この追加説明につきまして、幾つか御意見いただいたかと思っております。松島委員から、もう少し定量的に指標を示せないかということ。水谷委員から、定量的とは言えないまでも、もう少し各視点の評価の整理をしてはどうかというような御意見を頂きました。前回だけではなく今回の事業にも当てはまることかと思っております。この辺をどういうふうにするのが良いとお考えでしょうか。何か御意見等はございませんでしょうか。

どうぞ。

(水谷委員) 特に追加説明の必要なしで結構です。ただ、全体を見回したときに、どうしてもやはり評価Bと評価Cのところで説明ができない場合、将来、そういうものを整理しておくべきではないか、という観点で意見を言わせていただきました。

(塚口座長) ここに掲げられている指標について、具体的な数値を挙げるということは、最初の取り決めと申しましょうか、ルールづくりのところでそこまでお願いしておりませんでしたから、そこは少し、今回はその御意見を取り入れない方が良いのではないかと思います。ただ、今後はできるだけ、特にこの評価Bと評価Cの境界辺りをうまく説明するための工夫、例えば、最初の段階で表の形にするのが良いのかどうか、その辺りを事務局の方で一般論としてお考えいただいた方が良いかと思います。そのお願いを事務局にすることにいたしまして、今年度につきましては、この様式にしておきたいと思います。

それでは、本日の議論いたしました10事業につきまして、どのような対応がよろしいかを順次お伺いしていきたいと思います。

まず、建設局所管の2事業につきまして、御意見等はございませんでしょうか。

私の提案でございますが、建設局の正蓮寺川歩行者専用道とゆとりとみどり振興局の正蓮寺川公園につきましては関連しておりますから、一体化した事業であるということをごどこかで記載していただいた方がよろしいかと思います。角野委員が言われたような方向で若干それぞれの調書等に加筆していただいた方が良いのではないかと思います。全体を一緒にすることはできないと思われまますので、それぞれの調書で一体化したものであるということを確認させていただくというお願いをしてはどうかと思うのですが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(「よろしいのではないですか」と言う委員あり)

(塚口座長) ありがとうございます。

それでは、ほかに建設局、ゆとりとみどり振興局の事業に対しまして、御意見等はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、今私が申し上げたような方向で進めさせていただきたいと思います。

次に、都市整備局の1事業、調書13の長橋住宅地区改良事業につきまして、何かコメント等はございませんでしょうか。なぜ、評価Bなのでしょうかとという質問が出

ておりましたが、この辺りで何かもう少し詳しい説明が必要でしょうか。あるいは、本日の御説明でおおよそ御理解いただけたとしてよろしいでしょうか。

どうぞ。

(水谷委員) この調書13の費用便益分析の「参考」と書いてあるところで採択基準が0.5以上というのはどうしても引っ掛かります。こういうことは授業で教えていない。だから、こう表立って書かれると、どうしてもそのことを聴かざるを得ないわけです。この事業の費用便益比は1.01ですから、便益の方が上回っているのにわざわざここまで書かれてしまうと、ちょっとクレームを付けたくなくなってしまいます。

(塚口座長) 確かにこの「参考」のところはむしろない方がよかったように思います。

松島委員、その辺りで何かございませんでしょうか。

(松島委員) 社会的便益が大きいですが、そういうのはカウントできない、という趣旨だと思われれます。私も御提案のとおりこの1行は削除していただくのが良いのではないかと思います。

(塚口座長) それでは、社会的便益というものをもう少し丁寧にこういうこともある、こういうこともあると具体的に書いていただいて、この「参考」のところは削除していただきたいと思います。その方が市民の皆様へ説明する場合にも説明しやすいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、港湾局の4事業でございますが、評価Cと評価Dがそれぞれ2事業ずつですが、これにつきましてはいかがでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

(角野委員) 調書15の此花西部臨港緑地で、説明がよく分からなかったところがあるのですが、大阪府の堤防補強工事が進まないで、大阪市としてはどうしようもないというようなことでしたが、もし府が今後何らかの形で事業を進めることになれば、そのときに市の事業の見直しはあり得るという意味なのではないでしょうか。その点をお聴きしたいのですが、どなたに聴けばよろしいのでしょうか。

(塚口座長) 残っておられる港湾局の方で、今の質問にお答えいただければと思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

(朝里係員) 港湾局緑地管理担当の朝里と申します。

御質問の大阪府の堤防補強工事に何かしら動きがありましたら、大阪市としてこの緑地をどうさせていただくかということですが、防災緑地としての必要性は変わって

おりませんので、当然、緑地はそのまま継続はさせていただきたいと考えております。とはいうものの、予算のない現状の中で別の緑地も整備はさせていただいておりますので、大阪府の事業計画をどのように確定していただけるのか、そこの調整を進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

(角野委員) それでは確認ですが、今回は当分の間、複数年にわたって予算執行は行わない、あるいは行えないという意味での事業休止、評価Dということですね。

(朝里係員) そうです。

(塚口座長) ありがとうございます。

ほかに御指摘いただくことはございませんでしょうか。

どうぞ。

(松島委員) 仮に評価Dとしておいて、例えば、2年後、3年後に大阪市が再開できるような状態になった場合、評価Dでありながら実行するというところに事務的な問題はないのでしょうか。再評価には、また5年経過しないといけないと思うのですが。

(塚口座長) その回答は、事務局からお願いいたします。

(生駒行政評価担当課長) 事業を再開するときに再度この場で事業再評価に掛けて確認いただくということになります。

(塚口座長) 5年経過しなくても再評価すれば良いということでございますね。

(生駒行政評価担当課長) はい。そういうことになります。

(塚口座長) ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、最後の水道局の1事業でございますが、評価Aということになっております。これについてはいかがでしょうか。最終的な評価については、次回に議論するのですが、何らかの追加の資料等、必要があればということでお聴きしております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日議論いたしました建設局の2事業、ゆとりとみどり振興局の2事業、都市整備局の1事業、港湾局の4事業、水道局の1事業につきまして、委員の皆様方の御意見をいただけたと思いますので、これにて終了させていただきたいと思います。

委員の方で本日発言ができなかった、あるいは、後で思い付いたというようなこと

がございましたら、事務局へメールでお知らせいただけたらと思います。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) 長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

座長からも今ございましたが、本日の案件につきまして、追加で御質問等がございましたら、メールで事務局までお知らせいただけたらと思います。

なお、次回の第3回の会議でございますが、11月24日木曜日、午前9時半から11時半までの予定で開催いたします。

本日もいろいろ御意見ございましたが、次回は有識者会議の取りまとめ意見の案について御議論をいただく予定としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また、御案内につきましては追ってお送りしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございました。

それでは、これにて会議を終了いたします。委員の皆様方には、円滑な議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。終了いたします。

— 了 —